

「どだなだ」… お互いの仕事の様子や子どもたちの状況を気軽に聞き合い
業務の分担や平準化、支え合える職場環境にしましょう。

山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期） ～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～

県教育委員会では、県公立学校の教員の働き方や学校が抱えている業務を見直し、「教員や学校が担うべき業務の明確化と適正化」、「教員が幅広い経験や自己研鑽を積める学びの時間の確保」、そして「教職の魅力を高め、教員志願者の確保」を目的とした『働き方改革プラン』を策定することとしました。

12月12日（木）、県庁において、PTA連合会、校長会、市町村教育委員会等の代表者にお集まりいただき、「山形県公立学校における働き方改革第2回検討委員会」を実施しました。多数の報道関係者も集まり、ニュース等で目にされた方も多いと思います。

会議では、それぞれの立場から、学校や教員の現状に関する報告や実効ある改革に向けた提言を多数いただき、現在、それらを踏まえたプラン策定の最終段階の検討・調整を行っています。



山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期） ～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～

基本方針 … 超過勤務時間：月45時間以内、年360時間以内（国が示す基本方針に準拠）

具体的目標 … 令和4年度末までに複数月平均の在校等時間の超過勤務時間が80時間を超える教員0人を目指す

- ① 勤務時間管理の徹底
- ② 労働安全衛生管理体制の整備
- ③ 休暇を取得しやすい環境整備
- ④ 適切な部活動運営の推進
- ⑤ 教員の事務負担の軽減
- ⑥ 教材研究への支援
- ⑦ 調査・通知、研修、研究会等の精選
- ⑧ 支援を要する児童生徒への対応
- ⑨ 地域人材の活用
- ⑩ 啓発活動と好事例の収集・発信

=== 実効ある取組みとするための10本の柱（重点取組み） ===

「改正給特法」成立 ~令和2年4月1日施行へ~

教員の働き方改革に大きく関係する「改正給特法^{※1}」が、12月4日（水）、参院本会議で可決・成立し、12月11日付けで交付されました。改正のポイントを紹介します。



今回の改正で、
何が変わるの？



今回の改正で変わるのは、次の2つだよ。

- ①【第7条】が新設され、文部科学大臣は、教育職員^{※2}の健康と福祉の確保、学校教育の水準維持のための『指針』を定めなければいけなくなった。
- ②【第5条】を改定して、条例によって、公立学校の教育職員が労働基準法（第32条の4）の規定による「一年単位の変形労働時間制」をとることができるようにしたんだ。



文部科学大臣は、
どんな『指針』を示すの？



文部科学大臣は、今年1月25日に「教師の在校等時間^{※3}の超過勤務時間の上限」について、**月45時間以内、年間360時間以内**などの基本方針を示していたんだけど、これを『指針』に格上げして、改正給特法の第7条と関連付けることで、上限に関する基本方針が法的根拠を持つようになるんだよ。



その「改正給特法」って
いつ施行されるの？



勤務時間の上限に関する【第7条】は令和2年4月1日から、一年単位の変形労働時間制に関する【第5条】は令和3年4月1日から施行されるんだ^{※4}。

※1 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」

※2 給特法（第2条2項）における「教育職員」は以下の職
：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤及び再任用短時間勤務職員）、実習助手、寄宿舎指導員

※3 文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）」で示した概念。詳細は、上記「ガイドライン」又は「働き方改革通信 どだなだ 第7号」参照。

※4 変形労働時間制については、文部科学省が示す条件を満たしている場合に限って、導入するかどうかを地方自治体が判断することとされています。